

防犯グッズ推奨制度

1 趣旨

広く県民に対し、防犯性に優れた防犯グッズを選択する機会を付与することにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

2 審査員

- (1) 当協会専務理事
- (2) 当協会事務局次長
- (3) 当協会事務局業務第 1 課長

3 審査基準

- (1) 効用性～防犯的効果は認められるか。
- (2) 耐久性・堅牢性～長期間の使用に耐えられるか。品質を保証する制度はあるか。
- (3) 安全性～人畜・建造物等に対し安全か。補償制度はあるか。
- (4) 普及性～量産できるか。取り扱いは容易か。販売ルートはあるか。販売価格は適正か。

4 申請手数料

無料

5 推奨期限

1 年間（以後毎年度更新申請）